

第 12 回 佐川町農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和3年5月26日(水) 午後1時30分 開会

開催場所 佐川町商工会館2階

出席	農業委員	出席 7 名	欠席 2 名	農地利用最適化推進委員	出席 6 名・欠席 6 名	
	○ 1 番 藤原 健祐		× 6 番 佐藤 良一	○ 刈谷 哲二	× 邑田 昌平	○ 田村 泰富
	○ 2 番 田村 和弘		○ 7 番 横畠 悦子	○ 田村 克郎	○ 眞辺 忠志	○ 北添 秀紀
	○ 3 番 森田 有紀		× 8 番 横畠 増吉	× 田村 宮幸	× 澤村 重隆	
	○ 4 番 氏原 延		○ 9 番 北添 正男	× 森 正彦	○ 山口 修二	
	○ 5 番 田村 公史			× 野村 隆博	× 伊藤 洋章	

事務局 事務局長： 森田 修弘 主任： 前田 紗歩

日程	日程第 1	開 会
	同 第 2	議事録署名委員選任
	同 第 3	報 告
	同 第 4	議 事

第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件

第 2 号議案 耕作証明願に関する件

第 3 号議案 農地法第 4 条に関する件

第 4 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件

同 第 5 そ の 他

同 第 6 閉 会

議長（北添会長）

定刻となりましたので、これより第12回農業委員会定例総会を開会します。

本日は6番 佐藤 良一 委員と 8番 横畠 増吉 委員、農地利用最適化推進委員の 田村 啓幸 委員、 森 正彦 委員、 野村 隆博 委員、 邑田 昌平 委員、 澤村 重隆 委員から欠席の連絡が入っています。

定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第2、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、2番 田村 和弘 委員と 3番 森田 有紀 委員を指名します。

日程第3、報告に移ります。事務局より報告をお願いします。

事務局（森田事務局長）

それでは、日程第3 報告事項につきまして報告します。

報告事項1. 本月中の会議と主たる処理事項につきましては、本日の定例総会のみとなっています。

つづきまして、報告事項2. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書4件について報告します。

4番が、所有者が[]の[]さん。権利取得者が[]の[]さん。土地の所在が西組字[]番[] 他9筆。地目は田6筆と畑4筆で、面積が合計で7, 978㎡。受付日・受理日ともに令和3年4月23日。権利取得日が平成31年3月27日で、取得事由が相続となっています。

5番が、所有者が[]の[]さん。権利取得者が[]の[]さん。土地の所在が西組字[]番[] 他4筆。地目は畑で、面積が合計で1, 765㎡。受付日・受理日ともに令和3年4月2

3日。権利取得日が平成31年3月27日で、取得事由が相続となっています。

6番が、所有者が■■■■の■■■■さん。権利取得者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が永野字■■■■番■■■■他2筆。地目は畑で、面積が合計で384.47㎡。受付日・受理日ともに令和3年4月26日。権利取得日が平成25年5月22日で、取得事由が相続となっています。

7番が、所有者が■■■■の■■■■さん。権利取得者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が字■■■■番■■■■他5筆。地目は田3筆と畑3筆で、面積が合計で3,606㎡。受付日・受理日ともに令和3年4月26日。権利取得日が平成21年9月23日で、取得事由が相続となっています。農業委員会での斡旋の希望があります。

つづきまして、報告事項3.許可外転用届1件について報告します。

届出人が■■■■さんの相続人代表である、■■■■の■■■■さん。土地の所在が字■■■■番■■■■。地目が田で、面積が2,311㎡の内72㎡。許可外転用の目的は、農業用施設の建築となっています。

以上で報告を終わります。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

刈谷推進委員

1 番について報告します。申請地は■■■■■、■■■■■を北に30m行った東側にあります。届出者は隣接農地の関係者の承諾や排水や進入路等による周囲への影響も承諾を得ており、問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

農業委員会での斡旋希望というのは、内容は分かるか。

事務局（前田主任）

いえ、届出書の様式に斡旋希望の有無というのがあり、そこに有りに○をしているだけです。地番的に桂集落あたりだと思いますが、また委員の皆さんにご協力をお願いします。

議長（北添会長）

地区担当は田村克郎推進委員なので、次回の定例総会までに現地の大まかな現状を報告してほしい。

田村克郎推進委員

分かりました。

議長（北添会長）

その他、質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

それでは、これで報告を終わります。つづきまして、第1号議案農地法第3条に関する件を議案とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第1号議案農地法第3条に関する件3件を説明します。

6番が、譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■の■■■■さん。土地の所在が字■■■■番■■。地目は田で、面積が837㎡。申請の内容は贈与による所有権の移転です。

7番が、譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が西組字■■■■番■■。地目は田で、面積が2,251㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格は48万円となっています。行政書士の川北久美子さんが代理人となっています。

8番が、譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が黒原字■■■■番■■。地目は田で、面積が448㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格は12万円となっています。行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

刈谷推進委員

6番について報告します。申請地は■■■■、■■■■、■■■■から200m北に行った、■■■■手前にあります。現在は20年前より耕作している方が荒たたきと水を張った状態です。譲渡人は譲受人の叔母であります。世帯の経営状況や調和要件も問題ありません。

2番田村委員

7番について報告します。申請地は■■■■集落内にあり、■■■■にある■■■■に面した圃場です。現在、地元の譲受人が水稻を耕作しており、許可後も引き続き譲受人が耕作するとのことです。

譲受人は田、畑を所有する兼業農家で、リースや委託で農地を効率的に耕作しています。年間常時日数も問題なく、耕作証明等の書類も揃っています。地域との調和要件も問題ありません。

7番横畠委員

8番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■の北に面した田です。現在は耕耘している状態で、これからも水稻を栽培する予定とのことです。

譲受人は主に水稻や野菜を栽培する兼業農家です。下限面積も超えており、農機具類も全て所有しています。また、世帯の経営状況や地域との調和要件も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第１号議案について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第１号議案は申請のとおり決定しました。つづきまして、第２号議案非農地証明願に関する件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第２号議案耕作証明願に関する件１件について説明します。

申請者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、ニツ野字■■■■番■■ 他１筆。地目が宅地で、面積が合計で２２８．４２㎡。利用状況は、令和元年１２月から畑として耕作しているとのことです。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

田村泰富推進委員

１番について報告します。申請地は■■■■より約１５０ｍほど手前を北に約１００ｍ入ったところにあります。■■■■番■■は現在ショウガの作付され、柿も植栽されていることを確認しました。■■■■

番■は現在コンクリート舗装され、耕作されていません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第2号議案について、■■■■番■は申請のとおり決することとし、■■■■番■については農地として証明はしないことに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第2号議案は■■■■番■のみ農地として証明することに決定しました。つづきまして、第3号議案農地法第4条に関する件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第3号議案農地法第4条に関する件1件について説明します。

申請者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が永野字■■■■番。地目は畑で、面積が234㎡。転用目的は自己住宅の建築で、農地区分は街区の中の宅地面積が40％を超えていることから第3種農地と判断しました。

行政書士の宗石圭正さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

5 番田村委員

1 番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、東側は町道、西側は住宅、南側は町道、北側は住宅と畑で、関係者の承諾も得ております。また、排水の計画も問題なく、宅地への進入路も確保できており、何も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第3号議案について申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第3号議案は申請のとおり決定しました。つづきまして、第4号議案佐川町農用地利用集積計画に関する件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第4号議案佐川町農用地利用集積計画（5月分）3件について説明します。

14番は、貸し手が■の■■■■さん、借り手が■の■■■■さん。土地の所在が、字■■■■番。現況地目は田で、面積が合計で2,080㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃は全体で3万円。作付け予定はショウガ。設定期間が令和3年6月1日から令和4年5月31日までの1年間です。

15番は、貸し手が■の■■■■さん、借り手が■の■■■■さん。土地の所在が、黒原字■■■■番 他1筆。現況地目は田で、面積が合計で1,674㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃は反当たり6千円。作付け予定はヒノヒカリで、設定期間が令和3年6月1日から令和7年5月31日までの4年間です。

16番は、貸し手が■の■■■■さん、借り手が■の■■■■さん。土地の所在が、東組字■■■■番。現況地目は田で、面積が884㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃が反当たり5千円。作付け予定はヒノヒカリで、設定期間が令和3年6月1日から令和6年5月31日までの3年間です。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

刈谷推進委員

１４番について報告します。申請地は■■■■■、■■■■■を北に２００ｍ行った東側にあります。去年までは水稻を耕作していましたが、申請地ではショウガを栽培するとのことです。

借受人は主にショウガを栽培する専業農家で、世帯の経営状況にも問題はなく、耕作に必要な農機具も所有しています。地域との調和要件も問題ありません。

７番横畠委員

１５番について報告します。申請地は■■■■■集落にあり、■■■■■北に面した田です。現在は田を耕耘している状態で、米を作る予定とのことです。

借受人は主に水稻を栽培する専業農家で、世帯の経営状況に問題はなく、農機具等も全て所有しています。また、地域との調和要件も問題ありません。

眞辺推進委員

１６番について報告します。申請地は■■■■■から南東に約１５０ｍのところにある田です。現在は田に水が張っている状態で、申請地では水稻を栽培する予定とのことです。

借受人は主に水稻を栽培する専業農家で、世帯の経営状況に問題はなく、栽培に必要な農機具類も全て所有しています。農地の全てを効率的に耕作しており、常時従事日数も満たしています。また、地域との調和要件も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第４号議案について原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第４号議案は全て原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

その他、何かありませんか。

事務局（森田事務局長）

先月の総会で説明させていただきました、農地利用最適化推進委員の募集につきまして、５月２０日から町のホームページにおいて募集を始めました。町の広報誌につきましては、６月号に掲載されることになっています。

事務局（前田主任）

一筆調査用の切り図の入れ替え作業を行いますので、来月の総会の際には切り図のファイルを持参してください。

議長（北添会長）

その他、何かありませんか。

【委員、事務局とも特になし】

議長（北添会長）

それでは、以上をもちまして、第１２回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。次回の定例総会は６月２８日、月曜日、午後１時３０分から佐川町商工会館２階で行います。

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議 長：

議事録署名委員：

議事録署名委員：